

(3) 1961年5月19日 公 報

書の規則で定める場合は、次に掲げ
る場合とする。

一 登録飼料の容器又は包装を開
いたとき

あ、当該飼料を計量して分割譲渡
したとき

(飼料検査官の詮題)

第十九条 法第二十一条第五条第四項の規定
による飼料検査官の詮題は、別記様

式九号とする。

(飼料審議会の招集等)

第二十条 法第二十一条に規定する飼
料審議会(以下「審議会」といへ。)

の会議は、法第二十一条第四項の規定
により選任された会長が招集する。
ただし、任命後最初の会議は、行政
主席が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席が
なければ会議を開き、議決をするこ
とができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半
数で決し、同数のときは余数の
決めるところとする。

(旅費手当等の支給)

第二十一条 審議会の旅費は、予算
の範囲内に於て定めることのよ
り、旅費及び手当を支給するものと
である。

(審議会の庶務)

第十九条 審議会の庶務は、經濟局
審議課において処理する。

第二十二条 前三条に定めるものに
かゝらず、審議会の手続その他運営
に關し必要な事項は、会長が審議会
にはかつて定める。

(提出書類の數)

第十四条 第二条の届出書、第六條
の申出書並びに第六条第一項、第七
条、第十一条、第十三条第一項及び

第十五条の申出書は、それぞれ正副
各二通を提出しなければならない。

この規則は、一九六一年七月一日を
より施行する。

附 則

飼料製造業者(輸入業者)届

年 月 日

行政主幹殿

住所

氏名

回

下記のとおり飼料の品質改善に関する立派第三条第一項(第2項)の規
定により届けます。

記

1. 氏名及び住所

2. 製造する事業場の名称及び所在地

3. 販売業務を行なう事業場の所在地

4. 保管する施設の所在地

5. 製造(輸入)に係る飼料の種類、名前及び生産取扱数量

6. 製造(輸入)の開始年月日

7. 製造する飼料の原料又は材料の種類

8. 製造する飼料又はこれと類似のものを食用、酸酵用、肥料用その他の
用途に供するものとして製造する場合は、その
用途

別 記

様式第1号 (4)

(4) 第40号

様式第1号 (v)

1961年5月19日 (金曜日) 公報

報

様式第2号

飼料製造(輸入)業者届出事項変更届

年 月 日

行政主 席 殿

住所 氏名

印紙

(はりつけてある(区)
(入印紙の額をドル)
年 月 日

行政主 席 殿

氏名

印紙

さきに19 年 月 日附で飼料の品質改善に関する立法第3条第1項(第2項)の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので同法第3項の規定により届けます。

飼料の品質改善に関する立法第7条第1項の規定により新規の見本及び説明書を添えて下記飼料の登録を申請します

記

1. 変更した事項

1. 氏名及び住所
2. 飼料の名称
3. 飼料の種類
4. 飼料の用途
5. 保証成分量
6. 製造(輸入)する事業場の名称及び所在地

7. 輸入業者は当該飼料の輸出国名及び製造元の氏名又は名称並びにその所在地

公報 第40号

0387

(5) 1961年5月19日(金曜日)

様式第3号

飼料登録有効期間更新申請書

收 入	消印しな いこと
印 紙	

(はりつけてある収)
(人印紙の額2ドル)

年 月 日

行政 主 席 殿

住所

年 月 日

行政 主 席 殿

住所

氏名

1. 登録番号
2. 登録年月日
3. 登録の有効期限
4. 氏名及び住所

下記飼料の登録の更新を受けたいので、飼料の品質改善に関する立法
第10条第3項の規定により有効期間の更新を申請します。

記

5. 飼料の名称
6. 飼料の用途
7. 保証成分量

8. 製造(輸入)事業場の名稱及び所在地

上記飼料について下記のとおり記載事項に変更を生じたので、飼料の
品質改善に関する立法第13条第1項の規定により登録証の書換交付を申
請します。

記

1. 记
2. 変更した年月日

3. 氏名及び住所
4. 飼料の名称
5. 飼料の用途
6. 保証成分量
7. 製造(輸入)する事業場の名稱及び所在地

様式第4号 (4)

記載事項変更に基づく飼料登録証の書換交付申請書

年 月 日

様式第4号 (回)

様式第5号

相続(合併若しくは分割)に基づく飼料登録証の書換交付申請書

飼料登録証再交付申請書

中40第

年月日 年月日

行政主席殿

行政主席殿

住所
氏名

(回)

住所
氏名

(回)

1. 登録番号

2. 登録年月日

3. 登録有効期限

4. 氏名及び住所

5. 飼料の名前

6. 飼料の用途

7. 保証成分量

8. 製造(輸入)事業場の名称及び所在地

上記飼料について下記のとおり相続(法人の合併若しくは分割)により登録を受けた者の地位を承継したので、飼料の品質改善に関する立法院第13条第2項の規定により登録証の書換交付を申請します。

下記飼料の登録証を滅失(汚損)したので、飼料の品質改善に関する立法施行規則第13条第1項の規定により登録証の再交付を申請します。

第40号 公報 第40号

0389

(日曜金) 1961年5月19日

- 被承継者の氏名及び住所
- 承継者の氏名及び住所
- 承継した年月日

記

- 登録番号
- 登録年月日
- 登録の有効期限
- 氏名及び住所
- 飼料の名称
- 飼料の用途
- 保証成分量
- 製造(輸入)事業場の名称及び所在地

第40号

様式第6号

登録飼料保証票

年月日

登録番号

行政主務課

飼料の名称

住所

飼料の用途

氏名

保証成分量

下記により登録飼料を認定したいので、飼料の品質改善に関する立法

第16条第1項の規定により許可を申請します

製造(輸入)した年月日

記

1. 氏名及び住所

2. 飼料の名称

3. 飼料の所在地

4. 保証成分量及び含有主成分量

備考

1. 登録飼料保証票の大きさは縦12センチメートル以上横7センチメートル以上とする。
2. 飼料の品質改善に関する立法院第1項又は第16条第2項の規定による記載をする場合には、下部を延長し、別欄を設けて記載すること。

(7) 1961年5月19日(金曜日)

様式第7号

登録飼料認定許可申請書

0390

第40号 第40号

(8)

第40号

様式第8号

成 分 等 表 示 票

様式第9号

表

No.

飼料の品質改善に関する立法第9条による飼

料検査官証票
行政
真
琉球

1. 製造(輸入)業者の氏名及び住所

群

公

2. 成分量並びに混入物及びその混入割合

氏
宮
城
名月
日
文付第
二
十
五
条
第
四
項
の
規
定
に
よ
る
飼

備考

1. 成分等表示票の大きさは縦10センチメートル以上横7センチメートル

以上とする。

2. 1の欄には飼料の名称、用途、正味重量、製造(輸入)年月、製造した事業場の所在地等をあわせて記載してもよい。

3. 2の欄には飼料の品質改善に関する立法第9条に規定する混入物及びその混入割合並びに粗灰分又は粗纖維の成分量を記載するものとし、粗灰分及び粗纖維以外の成分量をこれにあわせて記載してもよい。

印
府
琉
之
政
府

1961年5月19日(金曜日)

縦 8.5cm 横 6.0cm 厚紙白紙

公認第40号

0391

